

【公告】 会員権停止

大阪市東淀川区菅原三丁目三
株式会社ハウスメッセージ
代表取締役 田中 昌彦

右の者は、売買契約の媒介業務において、媒介契約書の不交付及び取引の公正を害する行為があったことにより、令和元年一月二〇日付で業務停止七日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和二年四月二日から四〇日間会員権を停止する。

令和二年三月三〇日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 阪 井 一 仁
網紀自主規制委員会
委 員 長 光 山 嘉 一